

## 社会資本整備審議会 第29回建築分科会

平成24年9月10日

【事務局】 本日は大変暑い中、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。ただいまから、社会資本整備審議会第29回建築分科会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。座りまして進めさせていただきますと思います。

本日、マスコミ等の取材希望がございますので、よろしくお願いいたします。なおカメラ撮りにつきましては、事前をお願いしておりますとおり、議事に入るまでとなっておりますので、よろしくお願いいたします。本日の分科会の議事につきましては、プレスを除き一般には非公開となっております。また議事録は、委員の名前を伏せた形でインターネット等において公開することといたしたいと存じますので、あらかじめご了承ください。

本日ご出席の委員の皆様方は、一応ご予定では22名ご出席の予定でございます。現在、17名ご出席いただいております。建築分科会委員及び臨時委員総数26名中、3分の1以上に達しておりますので、社会資本整備審議会令第9条によりまして本分科会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

最初に、前回以降、新たに任命されました先生方がいらっしゃいますので、ここでご紹介をさせていただきたいと思います。

### 【 委 員 紹 介 省 略 】

最初に、配付資料のご確認をさせていただきたいと思います。お手元の3枚目ぐらい、議事次第の後に配付資料の一覧があらうかと思えます。配付資料1-1が諮問書、それから1-2が分科会への付託書、1-3が諮問事項の背景のパワーポイントになるものです。2-1が諮問事項に関する審議の進め方の案、2-2が建築基準制度部会の名簿の案でございます。参考配付資料として、法体系勉強会の取りまとめ、「東日本大震災に対応して講じた措置の概要」、「都市の低炭素化の促進に関する法律の概要」、基準法施行令等の改正案に関するパブリックコメントの概要がございます。先生方のお手元には、住宅局の25年度の予算要求の概要と、24年度の予算概要があらうかと思えます。不足がございましたら、事務局までお申し出いただければと思えます。よろしいでしょうか。

最初に、住宅局長より一言、ご挨拶申し上げます。

【住宅局長】

委員の皆様には、平素から国土交通行政、なかんずく建築行政の推進に格段のご支援とご協力をいただいております、心から御礼を申し上げたいと思います。また本日は、大変お忙しい中、この建築分科会にご出席をいただきました。重ねて御礼を申し上げるところでございます。

ご覧のとおり建築行政の分野では、少し前の姉齒事件を契機にいたしまして、建築規制をかなり大きく変えたわけでございます。その後の法の施行に伴いまして、着工の件数がストンと落ちる事態になりました。それを受けて、基本的に不慣れだったことも多分背景にあるのだと思いますが、かなりいろいろな運用の改善策等を講じたところでございます。

一方で、そういった運用改善策を講じたところでありますが、なお法制度そのものをもう一度見直す必要があるのではないか、平時に返ったときに、姉齒事件を契機にした改正がよかったのかどうか、見直すべきではないかというご議論がございました。3年前、私が住宅局長になった年でございますが、政権交代があって、当時の前原国土交通大臣から、建築基準法体系を見直すべきであるというご指示がございました。そこで、実は消費者側の委員、それから業界の委員、学識経験者の委員に入らせていただきまして、勉強会を始めたわけでございますが、議論は百出でございました。当時、お願いした先生も、後日ご指摘をいただいているわけでございます。なかなか1つの方向を決め切るに至らなかったという経過がございます。

その後、そうは言ってももう少し方向性の整理が必要だろうということで、学識経験者、中立的な委員だけで、もう一度、建築法体系の勉強会をやり直すことをさせていただきました。一応その結論の中で、よりわかりやすい規制体制に移行すべきではないか、またストックを重視した法規制体系のほうへ見直しをすべきではないか、それから専門家の資質の確保をもっと考えるべきではないかという内容を盛り込まれました報告がまとめられたところでございます。

私ども、この2回にわたります勉強会、研究会の中で提起された問題につきまして、この後、具体的にどのようにしていくのかを内部的にも議論してまいりました。建築分科会に正式にお諮りをした上で、法改正に踏み切ることにしよう決めました。この8月10日付で、社会資本整備審議会に大臣から諮問をし、8月24日付で審議会長から本分科会にご審議をお願いすることとしたところでございます。

いずれにいたしましても、私どもはこれまでの2回の議論で、相当、問題点は理解しておりますし、またお叱りをこうむるかもしれませんが、案の定、議論を整理しませんが、拡散することも、よくわかったつもりでございます。委員の皆さんもいろいろご意見もあろうかと思っておりますが、少なくとも今の時点で見ると、この基準法として、当面まず何を直すべきなのか、それから中長期的にどうすべきなのかといったあたりは少し分けてご議論いただきまして、まず1段目としては、当面、急ぎ直したほうがいい点についておまとめいただいて、中長期的に直さなければいけない点をその次にするという形で、整理をした格好でご議論いただければと思っております。この後いろいろご審議をいただくわけですが、ぜひ建築行政が前に進みますように、ご支援をお願い申し上げまして、冒頭のご挨拶といたします。よろしく願いいたします。

**【事務局】** それでは、以降、議事の進行につきましては、分科会長、よろしくお願いいたします。

**【分科会長】** 本日は、皆様方、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。重陽の節句がきのうで過ぎたんですけれども、まだなかなか暑さが引かない時期でございます。議論は、今日のように熱くお願いしたいと思います。結論は、昨今の朝晩のように涼しくお願いしたいと。

それでは、先ほど来より建築指導課長と住宅局長からお話がありましたように、本日、大臣からの諮問を受けて、その諮問にどうするかということで、まず皆様方には1つ決議というのか、検討するに当たっての組織をお認めいただくことが、第一の主眼でございます。その前段といたしまして、今日お集まりいただいた皆様方で情報の共有化を図るために、先ほど来の姉齒事件以降の建築行政、それから3月11日の東日本がありましたので、そのあたりを踏まえて、今の建築行政でどのように取り扱ってきたかという背景をご紹介いただいてから、審議に入りたいと思います。

最初の議題は、まず諮問事項、「今後の建築基準制度のあり方について」でございます。住宅局長からお話がありましたように、国土交通大臣より社会資本整備審議会に対してなされた新たな諮問につきまして、事務局からお願いできますでしょうか。

**【事務局】** お手元でございますとおり、8月10日付で大臣から社会資本整備審議会会長宛てに諮問がなされております。諮問事項は「今後の建築基準制度のあり方について」でございます。2枚目の諮問理由について、簡単にご説明させていただきます。後ほどパワーポイントで詳しくご説明いたしますので、かいつまんでご紹介させていただきます。

前段には、昭和25年、建築基準法と建築士法が復興期にできまして、その後いろいろ社会情勢の変化に応じて規制の見直しが行われてきた。その後、例えばエネルギーの使用の合理化に関する法律、いわゆる省エネ法ですとか、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、バリアフリー法等、新しい法制度もできました。一方で、非常にそういう追加的に行われてきた結果、法体系が非常にわかりづらい、複雑でわかりづらいというご指摘がなされるようになってきてございます。一方、社会経済情勢のニーズのいろいろな高度化、多様化もございましたし、それから人口が減少する社会に突入してきている。いろいろ地球環境問題等の高まりということで、建築行政につきましても、幾つかございまして、例えば多様化・高度化するニーズに対応した建築物や新技術の導入を円滑化するための、基準や手続をどうするかということ、それから安全・安心の確保に向けた災害や事故対策をどうするかということ、建築ストックがたくさんあるわけございまして、その既存建築物対策をどうやって進めていくかについての対応が求められている中で、最近是非常に要請として大きいのは、例えば新しい木造建築を可能とするような建築基準を合理化すべきではないかとか、確認検査制度の手続の一層の迅速化・合理化、耐震改修等の促進といった流れがあるということでございます。

そうした中で、先ほどご紹介いたしましたけれども、建築法体系勉強会におきまして、4つの方向で見直しすべきではないかという方向が示されております。1つは、時代の変化に対応したわかりやすい規制体系へ移行すべきである。2つ目が、実効性を確保した上で、効率的な規制制度へ見直しすべきだ。3つ目が、専門家の資質確保・向上に資するような資格制度への見直しが必要だろう。4つ目が、所有者等が的確に判断できる法体系への見直しという、この4つの点について、方向性で見直しすべきだろうということで、後ほどご説明いたしますが、幾つかの検討課題が提起されました。

このような状況を踏まえまして、今後、具体的な制度の見直しのあり方について、分科会で議論をいただきたいということでございます。なお、この諮問につきましては、資料1-2にございますとおり、8月24日付で社会資本整備審議会会長から建築分科会長宛てに、この分科会に付託するという旨の文書をいただいております。

以上でございます。

【分科会長】      ありがとうございました。

ただいま、事務局からお話がありましたように、1-1で、国土交通大臣より社会資本整備審議会会長に諮問がなされ、24日付で会長から私に、この建築分科会に付託がなさ

れたわけでございます。これに従いまして、この建築分科会において審議をお願いしたいと思っております。

それでは、先ほど申しましたように、この諮問事項の今までの背景等につきまして、これも事務局からご紹介をしたいと思っております。

**【事務局】** 資料1-3というパワーポイントの資料があるかと思っております。最初に、既にご承知の先生方も多いかと思っておりますが、新たに委員に任命された先生方もいらっしゃいますので、まず現状の法体系とか建築基準法等の概要を簡単にご説明させていただきたいと思っております。

資料の2ページから、今の法体系の概略が書かれてございまして、建築物の基準と、いわゆる資格を縛る法律がございまして、建築基準法と建築士法が昭和25年にできております。これらは基本的に最低限守っていただくという考え方になっているわけですが、その後、日本の社会情勢の変化に対応して、例えば住宅関連でいうと、住生活基本法や住宅の品質確保法、長期優良住宅普及促進法等ができましたし、これらはどちらかというところの質の向上を目指した法律であります。

その中間のバリアフリー法、省エネ法は、規制的性格と最低基準的性格と誘導的な性格を両方持っているようなもので、こういう体系になっております。建築基準法の関係で後ほどご説明しますが、既存建築物対策として耐震改修促進法が、阪神淡路大震災の後にできたということがございます。なお、それ以外に関連で、都市計画法等の都市計画関連法や、建築基準法などで審査対象になっているような消防法との関連法規、それから建設業法、宅建業法等があるということがございます。

2ページ目が、具体的な手続の際にどういう審査を行うかということございまして、基本的には建築基準法の基準を、必ず確認検査の際に守るということになるわけですが、建築基準法の規定は単体規定と集団規定の2つございまして、単体規定はいわゆる建築物の安全性等を確保することで、これは全ての建築物に適用されるわけでございます。敷地、構造といいますのは地震とか風、積雪等に対する安全性、それから防火・避難は火災時の安全確保、衛生とか日常安全の確保のための基準等がございます。集団規定の関係は、いわゆる都市計画に関連して、都市計画区域等で適用されるものでございまして、健全なまちづくりを進めるということで、接道規制、用途規制、それから形態規制として容積率とか斜線制限等、高さ制限等があるということがございます。それ以外に、建築基準関係規定がございまして、これは他法令でございすけれども、建築物の敷地とか構造等に関する

る規定が書いてあるものを、建築確認とか検査の際には審査をするということになっているものがございます。こういった形のようなものがございます。

4 ページに参ります。手続がどうなっているかという部分でございますけれども、建築確認は、いわゆる着工前に計画の審査をするものでございます。工事中は中間検査、これは共同住宅の場合には必ず義務づけがございますが、それ以外の建築物は特定行政庁が指定をした工程の際に、建築物の工程のときに中間工事段階の検査をする。それから工事が完了いたしますと完了検査。完了検査が終わりますと、使用開始ができることになっていまして、平成10年の改正以前は、いわゆる地方の行政庁におきまして、建築主事といひまして国家試験を受けた専門の資格者が、先ほど申し上げました審査規定を審査して、適合していれば建築確認とか検査をする、済証を出すことになっていたわけです。平成10年に、行政だけではなくて、民間の指定確認検査機関でもこれらの審査ができるとなりました。それから平成18年の、いわゆる構造計算書偽装事件の際にできたのが、建築確認の際に構造計算につきましてはさらに詳細な審査をするという、ダブルチェックの仕組みで構造計算適合性判定という制度ができまして、これは都道府県知事あるいは指定された構造計算適合性判定機関の、どちらかが行うことになっているわけでありまして。

今現状、どのような数字になっているかというのが、5 ページにございます。全国で行政機関が約450、都道府県と市町村を合わせまして約450の機関が、公認の建築主事がいて、審査をします。それ以外に124の指定確認検査機関が実施をしているということございまして、大体五十七、八万ぐらいの確認件数ではないかと思いますが、下の左側のグラフを見ていただきますとわかりますとおり、大体8割ぐらいを、民間の指定確認検査機関が実際に確認とか検査を担当している状況になっています。

ちなみに、昔、非常にざる法だといわれた原因が、この完了検査がほとんど行われていないという指摘があったんですが、機関の審査体制が充実したことも一因かと思いますが、平成10年には4割未満であったものが、今大体9割ぐらいまで完了検査が行われるようになってきているということで、本来100%にならなければいけないのですが、かなり改善が進んできたという状況でございます。

6 ページが、構造計算書偽装事件の後にできました構造計算適合性判定の制度の概要でございます。現在、59の適判機関がございまして、これは県も含まれますが、下にございまして、全国で38の県は指定機関のみで実施しておりまして、1つの県は都道府県知事がやっている。知事と指定機関のどちらでもいいというのが8県あるということで

ございます。件数はどのぐらいかという、先ほど五十七、八万と申し上げましたが、そのうち大体1万7,000ぐらいが構造計算適合性判定を受けているということで、具体的にいうと、一番下に※1と書いてありますが、構造計算が必要な建物というのも、例えば木造の戸建て住宅は構造計算は原則必要でございませぬ。一定の規模以上のものですが、そのうち特に構造計算が少し難しいものについて、構造計算適合性判定が必要となっています。例えば鉄筋コンクリート造でいうと、20メートルを超えるような大型のものに必要になってございます。これは下の真ん中にございますとおり、指定確認検査機関が確認を受けまして、別の機関、自分の中では構造計算と確認を両方やる機関はあるんですけども、必ず確認とは別の部署に、機関に出して、構造計算の部分についての適合性を審査するという、いわゆるダブルチェックの仕組みになってございます。

当初、この改正のときに、非常になれなかったこともございまして、審査が滞ったということで、真ん中の右側のグラフにございますとおり、100日ぐらい確認に要する期間がかかったわけでございますが、今、大体半分ぐらいまでに落ちついたという状況でございます。

次に7ページでございますが、これは建物が建った後、どういう手続があるかということでございまして、基本的には定期報告制度がございまして、特定行政庁が指定します一定の建築物、それから昇降機等につきまして、建築士か、または大臣が指定する資格を有する者、調査専門者みたいな、専門資格者みたいな方でございますが、この方々に建物の所有者が調査を委託して、その結果をもらって、その結果を当然ご自分たちもちゃんと見た上で、行政側にも報告していただくという仕組みになっています。これも普通の建築物の調査は大体3年に1回のペースでやります。昇降機につきましては、動く、劣化等も影響するというので、1台原則1年ごとにやります。それから昇降機以外の設備につきましても、大体3年に1回ぐらいのペースになっております。報告率でございますが、やはり建築物一般は7割ぐらい、昇降機等は94%ぐらいでございます。そういうことで、まだ一般建築物とか建築設備については報告率が悪いのが課題ではないかと考えております。

こういった報告制度を通じて、それ以外にも例えば周辺からの通報等もあるわけですが、やはり違反建築物がどうしても発覚するということがございます。そういった場合には、特定行政庁といたしまして、建築主事がいる行政の長から、工事の施工停止ですとか、建物の除却とか修繕とか使用制限等の違反の是正をするようにという命令が出ることになっています。この命令を通じて、違反建築物を是正していくことになるわけです。ちなみに、

命令件数は、大体年間40件から80件程度という状況になっています。

ちょっとまた違う部分でございますが、昇降機みたいな動くものについては、最近非常に事故が多くて、これらについての事故の調査対応をどうするかということになっていますが、実はこの社会資本整備審議会にも専門の部会が設けられていまして、そこで調査が行われていまして、例えば人身事故等の大きな事故については、委員の先生方にみずから調査をしていただいて、報告書を取りまとめていただく。それ以外の事故についても事務局で調査をして、部会に報告した上で対応策を求めることになっていまして、報告書でいただいた意見を踏まえて、いろいろな政策、基準の見直し等で対応している状況でございます。

次が8ページでございますが、これは建った後の建物の対策でございます。実は建築基準法はいろいろ改正されますけれども、改正された場合には、現存する建物につきましては既存不適格建築物ということで、すぐに規定が遡及されて直さなければいけないという、いわゆる消防法のような規制になっておりません。したがって、新たに施行された規定には、建物が存在しているだけでは基本的には適用除外になることになっているのですが、ただし一定規模以上の増改築等を行う際には、既存の部分も新しい基準に直すことになっているわけでありまして。この一定の範囲をどうするかというのが、いろいろ議論になっているところでございますが、そうしますと、例えば昭和56年に新耐震基準が改正をされてきたわけでございますが、その新耐震基準以前のものは、建物をいじらない限りはそのまま建っていていいということで、耐震性が現状の基準でいうと不足しているものが存在しているということです。

こういったものにつきましては、例えば、次のページでご説明しますが、耐震改修促進法等を通じて、既存の建物の改修を指導したりして直していただくように努めております。その詳しい内容は9ページでございますが、耐震改修促進法という規制的措施と支援を組み合わせたような仕組みで進めていくということでございます。この法律は、真ん中にごございますけれども、国が方針を定めて、公共団体が、どのように進めるかという公共団体ごとの目標等を決めた計画をつくることになっています。その計画に基づいて、建築物の所有者等に対して指導・助言をしたり、あるいは不特定多数のものにつきましては、指示をして従わない場合には公表する仕組みをとって、法規制的な措置を講ずると同時に、いろいろな支援措置を講じて、補助事業等も含めて支援をしながら、耐震診断、改修を勧められているという状況でございます。

ちなみに耐震化の目標は上にございますとおり、今現在、既存ストックのうち大体8割ぐらいが、おおむね耐震性は満足しているだろうということでございますが、住宅につきましては、平成32年には95%、特定建築物といたしまして多数の者が利用するような建物につきましては、平成27年までに9割まで高めることが、国の目標になっています。

以上が制度の概要でございまして、次に、今この建築基準法等につきまして、制度の見直し等に対する社会的な要望がいろいろ出ております。それが11ページ、12ページでございます。まず1つは11ページでございますが、ちょっと古うございますが、ちょうど2年前の今日、9月10日に出た、閣議決定されたものですが、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」の中で、確認申請の迅速化ということで、法改正も含めていろいろな見直しを早くやりなさいという指摘が行われています。これを踏まえていろいろな制度の見直しを行っています。これは後ほどご説明させていただきます。

それから今年の7月31日に、「日本再生戦略」ができて、その中で、3つございまして、既存不適格に関する関連制度の見直しというもの。これは既に今措置をしています、今日、最後にご説明しますパブリックコメント等を実施するものが、これに値し得るわけでありまして。それから建築基準法等の改正内容の検討というのが1つ。それから住宅建築物の耐震診断、改修・更新に係る取り組みの強化ということで、主にこの分科会で少しご議論いただくのが、こういう内容かと思っております。

12ページにございますけれども、それとは別に一昨年、平成22年に公布・施行されました「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」ができて、真ん中の条文の法律の3条の5項に、木造の建築物に係る建築基準法等の規制のあり方について、木材の耐火性等に関する研究の成果、建築の専門家等の意見等を踏まえて検討を加え、その結果に基づき規制の撤廃または緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとするという、法律の条文にこういう規定が設けられまして、これを踏まえて、私どもは政府として対応していくことになるわけでございます。

この法律と対応するというので、下にございますとおり、閣議決定の対応方針をまとめております。耐火構造が義務づけられる延べ面積の基準、学校などの特殊建築物に関する階数基準については、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえて、必要な見直しを行うことになっております。

こういった社会的背景を踏まえて、今の対応状況等をご説明いたしますが、14ページからになります。最初の、迅速化のための手続等の見直しにつきましては、最初に運用改

善のための、これは法律ではなくて規則とか告示等でできる範囲のものをやらせていただきました。一昨年6月1日施行ということで、1つは、これまで手続上、確認と構造計算適合性判定、先ほどの適判はダブルチェックと申し上げたものですから、基本的に確認が終わってから構造計算適合性判定を受けなさいとなっていたものを、例えば審査を並行してやれるようにした。それから確認後に変更がありますと、変更でまた確認を受けなければいけないという手続があるわけですが、軽微なものについては対象から除外するということで、その範囲の拡大等の措置を講じたことが、1段目。

それと並行して、先ほど局長からご紹介いたしましたけれども、前原大臣による指示を受けまして、見直しに関する検討会を、22年3月から10月にかけて実施いたしました。この中では主に、適合性判定制度の対象範囲をどうするか、それから確認検査の法定上限期間をどうするか、厳罰化をどうするかという、3つの点でご議論いただいたんですけども、手続の関係でいいますと、一番下に供給側の意見、それから審査側・消費者側の意見がございますが、意見が2つに割れました。供給側はやはり適判審査は不要ではないか、あるいは、やるにしても確認と適判をワンストップ、いわゆる同じ機関で、例えば民間機関であれば同じ機関で両方できるようにしておけば、非常に楽になり、早くなるのではないかというご意見がございました。一方で、審査側・消費者側からは、やはり第三者チェックは必要ではないか、ダブルチェックは堅持すべきだという意見が出まして、なかなか意見の一致が見られなかったということがございます。

そういった状況を踏まえて、昨年5月でございますが、運用改善、とりあえず法律改正は少しご意見の隔たりもあるということで、運用改善第二弾をやろうということで、例えば具体的な基準の合理化をすとか、適合性判定の不要な建物、混構造ですとか、一部そういった部分についての範囲の拡大措置を講じる、それから申請図書を少し合理化する等、幾つかの合理化をさせていただきました。それと同時に法体系をどうするかということについて、少し中長期的な視点に立った方向性を少し議論していただくということで、昨年2月から今年3月まで、法体系勉強会を実施しました。これは後ほど、概要をご説明させていただきます。

次のページが、木造建築に関する基準の見直しの対応状況でございまして、一応、昨年度23年度から25年度までの3カ年計画で、今研究を進めているところでございます。具体的には、今、耐火建築物にしなければいけない木造、3階建ての学校は耐火建築物にしなければいけないという規制になっておりまして、木造でもできないわけではないので

すけれども、かなり重装備になるということで、少しランクの低い準耐火建築物で実現できないかということで、そのためにどういった対策が必要かという部分についての研究を進めているものでございます。

23年度は、一番下にございますとおり、実大火災で、とりあえずほんとうに今、性能がどのくらい、準耐火でやるとどうなっているのかの実大火災実験を実施いたしました。それを受けて24年度、25年度で、具体的な対策、火災の拡大を防止するための事前の対策をどうするかという検討をしていきたいということでございます。予備実験は、下にございますとおり、こういう比較的大きな建物、延べ面積でいうと2,300平米ぐらいの大きなものをつくりまして、燃やしたわけでございます。在来、軸組の部分とツーバイフォーの部分もつくって、それぞれ燃え方がどうなるかを検証いたしました。真ん中から出火いたしまして、それぞれどうやって燃え広がっていくかも検証いたしましたが、実験結果にございますとおり、比較的早い時間で上階に延焼いたしまして、屋根からの火炎の、この写真にもございますとおり、燃え上がり等もございました。大体30分から45分ぐらいで屋根から燃え上がるという、かなり早い時間で燃え上がりました。ただ耐火性能という意味で、倒壊という点では全体として早い部分も72分、長い部分は2時間ぐらい耐えたということで、一応、一定の耐火性能はあったということでございますが、やはり燃え広がりが非常に早かったということで、こういった部分の対策をどうするかということが課題だと考えております。

最後に、法体系勉強会の概要でございます。経緯等は省略させていただきまして、取りまとめの概要でございます。本文は参考資料にございますので、もしお時間がございましたらお目通しいただければと思います。17ページ目が、現状と課題ということで、まず規制については、非常に法令改正を重ねてきた結果、複雑でわかりにくいと。それから、昇降機みたいな保守点検とか運行管理という、ソフトの面の部分が不十分ではないだろうか。規制とか資格制度について、例えば確認制度については審査能力を確保する、あるいは現行ではどうしても難しい審査分野があるのではないかと、そういったものの対応をどうするのか。それから、先ほどの構造適判については、やはりワンストップ化が必要だという意見と、見直しに慎重な意見が両方ございました。資格制度については、実態調査などから設計図書間の不整合がまだまだあるという指摘がございました。利用段階については、特に消費者が正確な情報を入手できる環境にないために、ストックの質を把握して計画的に維持保全することの実施ができていないのではないだろうかというご指摘。それか

ら、いわゆるリフォーム工事で、不適切な工事がちゃんとした規制になっていないのではないか。そういう意味で不適切な工事が防止できていないのではないか。それから昇降機等のいろいろな製造、保守点検、運行管理に対する監督の仕組みが欠落しているのではないかというご指摘がございました。

これらを踏まえて、18ページ以降が具体的な検討課題でございますが、まず見直しの基本的方向は、先ほど諮問でご説明いたしましたけれども、わかりやすい規制体系へ移行すべき、それから実効的で効率的な規制制度へ見直し、専門家の資質確保・向上に資するような資格制度へ見直す、所有者等が的確に判断できる法体系へ見直すべきだという、4つの基本的方向が出されまして、それらを踏まえて見直しの課題が整理されました。1つは、規制制度の項目、内容については、例えば規制から除外する、あるいは追加することの是非もきちんと検討した上で、項目の見直し、規制内容自体の項目の見直しをすべきだろうというのが1つ。もう一つは、わかりやすい法体系ということで、性能基準体系に見直しをすべきではないだろうか。3つ目が、地域の実情を的確に反映できるような、基準整備とか、審査における特定行政庁の役割を、もう一回、再検証すべきだろうということでございます。それから、つくるときの規制手法とか資格制度については、まず確認検査制度については、的確な審査検査の実施に向けた体制を検討すべきということで、審査能力をどう確保していくか、それから整合性の高い審査への専門家の活用方策等を検討する必要があるだろう。適判制度、構造適判については、これらが的確でかつ効率的な審査の実施に向けた制度のあり方を検討する必要があるだろうということでございます。

最後に19ページでございますけれども、資格制度については、建築士が業務をする際には、建築士事務所で業務を行うわけでございますが、所内でのチェック体制の強化とか、個々の建築士の資質向上のために業務のあり方とか、定期講習できちんと資質向上をやっていくことが必要ではないかということでございます。

利用段階につきましては、適切な維持保全、改修等を推進するという観点からの規制の再検証ということで、例えば維持保全とか改修に関する人材やビジネスの育成も検討すべきだろう。それから、増改築等に関する建築規制のあり方について検討する。不適切なリフォーム工事の防止に向けた、事業者選択・活用の仕組みについて検討する等でございます。それから、昇降機等の保守点検とか運行管理の適正化に関する規制の再検証も必要だろうということで、例えば監督する仕組みをどうするか、それから調査権限をどうするかについても検討する必要があるだろうということでございます。

最後に、建築基本法についての議論がなされまして、これにつきましては両論のご議論がございました。理念とか関係者の責務等を決めたものを制定すべきである、あるいは民間の取り組みを法体系に取り込んでいくような仕組みを構築する上で、有効ではないだろうかというご意見がありました。一方では、そういった理念だけを規定しても意味がないのではないかというご意見とか、現行法体系に屋上屋を重ねるようなことはすべきではないというご議論がございました。こういった、いろいろあることも踏まえて検討することになってございます。

以上、簡単ではございますが。

**【分科会長】** どうもありがとうございました。ただいま、建築基準法、昭和25年ですか、1950年ですから62歳ですか。60歳を超えたという。それに対して、現在の状況のご紹介と、関連した幾つかの建築基準法の見直し体系の検討会の審議結果等、これについては、質疑というよりご質問、こんなことはどうだったのだろうかとか、こんなことは議論されたのかという、質問等ございましたら、ご自由にご発言いただきたいと思います。

**【委員】** 単純な質問なんですけれども、資料1-3の12ページで、木造の利用促進に関する法律が出てきているんですが、今回これから議論されるところでも、ちょっと先取りですが、資料2-1を見ると、木造建築関連基準について何か緩和するということと方向性が出ておまして、この法律を踏まえた対応はよく理解できるんですが、この法律、附帯決議などもついておまして、法律ができた背景といいますか、政治的背景というか、あるいはどういう業界が背後にあってやっているのか、ちょっとにわかに出てきた感じがあって、私は議論をずっと経過は、外に出てくる議論はそれなりにフォローしておるんですが、その水面下のところをちょっとご紹介いただきたいと思います。

**【事務局】** 水面下というと、なかなか私どもも十分、水面下を理解しているわけではございませんが、基本的にやはり森林、日本の林業を取り巻く環境が非常に厳しい状況の中で、木材の利用が進まないということで、公共建築物などでやはりもっと積極的に使うべきだろうということがございまして、もともとそういう目的でこういう法律が、林業関係の方々を中心に出て、それらを支える先生方が活動されてできたということではないかと思えます。

この公共建築物を進める上で、やはり学校などの部分で木材を利用する際に、どうも建築基準法の防火・耐火規制がネックになっているのではないかとご指摘があって、こ

この3条の5項のような形で法律上、ちゃんと研究等を進めて、その成果を踏まえて見直しをすべきだということが盛り込まれたということでございます。基本的には木材をどう利用していくかを目的とした法律で、それらのために研究を進めて、必要な見直しをすべきということが指摘されたということです。

【委員】 もう一点、全く別の話なんですけど、7ページで、違反建築物に対する措置についての命令件数のご紹介をいただいたのですが、実効性のある法の執行をしていくのは、勉強会等でも、議論があったところですが、例えば平成22年ですと40件命令が出ているということですが、こちらの勉強会の取りまとめを見ると、行政指導は5,000件あるということで、行政指導では実効性を上げられないものについて命令が出ているということですから、そのこと自体が非常に限られたというか、行政指導に従わないつわものといえますか、悪質事業者というか、そういう人が対象になっているわけです。そういうことになると、最近その判例等が出てくるのは、命令したからといって話が解決しないということで、別に守らないこともあり得るわけです。その経済合理的な判断として、あるんです。

命令の場合、通常は罰則がついていますけれども、罰則は、罰則があるぞと言っているだけなので、なかなか発動はしませんので、それでお伺いしたいのは、刑罰の発動件数はどのぐらいあるのか。それから命令に任意に従っているのか、従っていないのか。従っていないけれども、罰則が発動されないということになるので、罰則が発動されない件数が幾つかを、ほんとうは調査しないといけないのかなと思っております。ここが法の欠陥なんですよね。そこまで突っ込まないと問題を解決できないのではないかと思いますので、もし統計等、調査があれば、教えていただきたい。

【事務局】 発動件数は、今、手元にないものですから、次回までに、ちゃんと件数の各年度別の調査をしたいと思いますが、命令でやる前提になるのは、かなり悪質なケースが多うございまして、可能性としては、代執行をかなりある程度念頭に置いて発動するようなケースが多いかと思えます。ただそういうことをやると、結果的に代執行が目に見えると直していただくということもあって、現実に放置されているケースがどのぐらいあるかは調査をしなければいけませんけど、そういったことで多分かなりいろいろ手を打って直させているのが実情かと思えます。統計的には少し調べさせていただいて、次回で報告させていただきたいと思えます。

【分科会長】 それに関しては、次回によろしくお伺いしたいと思えます。

では、〇〇委員。

【委員】　　こういう議論があったかどうかをお伺いしたいのですが、私は昇降機等事故調査部会を担当させていただいているんですが、昇降機というのはエレベーター、エスカレーター、ジェットコースターという、非常に機械的で、しかも、今、コンピューターが非常に高度になっている。建築基準法を見ると、一級建築士、二級建築士がちゃんと面倒を見ると書いてありますが、そろそろもう昇降機等というのは、建築基準法の中で無理なのではないかという議論はなかったのですかという、ご質問です。

【事務局】　　そういう議論も中ではございますので、少しそういう検討等もすぐに行えるかという、少し時間がかかるかと思いますが、中長期的な議論の中で進めていただければと思います。

【分科会長】　　どうぞ。

【委員】　　それでは、質問ということで、私はやはり環境分野を中心にして歩いているものですから、省エネルギー法との関連などで、今回どのようなところが関係してくるかというあたりの議論を教えていただければと思うんですが、やはり温暖化対策による省エネと、今のエネルギーの将来ビジョンのかかわりの中で、再生可能エネルギーの導入とかスマートハウス化が、非常に急激に、今、社会の要請が高まっている状況なんです、そういうことと、今回の見直しの中で、どのようなところがかわってくるのかというあたりを、ぜひ教えていただければと思います。

特に、新築建築への省エネルギーの制度などはかなり徹底し始めているんですが、既に建ったものをどうするかが、今すごく大事な問題という認識だと思いますので、その辺をかなりきつくというと、ほんとうは自分の首を絞める話なんです、自分たちの暮らしにもかわってきますので、住宅や建物の既築も含めた全体へのそういう政策をどう入れていくかという、ロードマップづくりとか、かなりそういうところが今後大事なのではないかと思っていますので、その辺に関してどんな様子か、教えていただきたい。お願いします。

【事務局】　　〇〇先生ご承知のとおり、住まいと住まい方の推進会議もやりまして、2020年までに省エネを義務化するという、今議論はしております。例えば省エネ法の改正、あるいは先般成立、公布されました、低炭素まちづくり法等で、さまざまな建築の誘導措置について、今までやってきております。ただ依然として、やはり建築基準法という国民の生命・財産を守るという非常にある意味で厳しい規制法と、それから地球

環境問題という確かに非常に重要な施策ではあるんだけど、直ちに国民の生命・財産が脅かされるわけではない、そう言っていていいかわかりませんが、そういう規制が、やはりきつさ、あるいは根拠ということに関しては、まだ我々として十分に検討ができていないということで、これからまだいろいろ検討しなければいけないところがあると思っております。今回の建築基準法のこの見直しの中で、ストレートに地球環境問題を根拠にした規制等が入るかどうかは、まだ正直言って事務局としても確信が持てないというか、お願いしていいかどうかは、申しわけございませんが、まだ確定していません。

【委員】 わかりました。もう一点だけ、よろしいですか。現状のお話はわかりました。ほかの委員会などはかかわらせていただいておりますので、どうもありがとうございます。

もう一つ、ニュアンスとして関連かもしれません。2ページに法体系の全体図があるんですが、私は建築リサイクル法にもかかわりを持たせていただいているんですが、今後こういう法体系を書いたときに、建築リサイクル法をどこかに書いていただくとか、やはりそういう全体像が見えたほうが、ありがたいのではないかという感じがしております。

特に、なぜかと申しますと、建築リサイクル法の議論の中では、やはり廃棄物の発生抑制のところ、長寿命設計とか長寿命住宅とか、長く使うライフスタイルを定着させるための施策などが、かなり話題になってくる。審議のときにはそういうことになるわけですので、そうすると、この設計段階の話と実はかかわってくる話だと、ふだん、そちらで話をしながら思っているものですから、こういう体系の中で、できれば今後どのようにこれを位置づけるのか、何か書いておいていただくと、いろいろな方の関心が高まるのではないかという感じがしておりました。よろしく申し上げます。

【事務局】 検討させていただきます。次回以降、改めさせていただきます。

【分科会長】 はい。今ご指摘のあったリサイクル法は、この中でどのように位置づけて、建築基準法との関連を明らかにするようにお願いしたいと思います。

ほかに何か。

【委員】 さっきご説明いただきました資料1-3の後ろのほうに載っております、勉強会での議論について伺いたいんですけども、建築規則のことですが、今日本には八十二、三億平米ぐらいストックがあって、年間の新築着工が1億5,000万ぐらいですので、従来の建築基準法のようにフローの部分での規制で有効な課題と、やはり従来の規制ではなかなか課題的な、解決できないようなストックにかかわる課題がございます。その議論

の中で、ストックについての規制を、従来の建築基準法の延長線の中で考えるのか、別の枠組みで考えるのか、そういった枠組みについての議論があったのでしょうか。

たまたま先日、久しぶりのアスベストの分科会に出させていただくと、やはりあいつたように、既存の建物にアスベストがあって、それをどう対処するのか、既存の建築基準法のようにフローのところ縛る法律だと、なかなかぐあいが悪いし、それを延長してどうなるものでもないものですから、個人的にはまた別の、ストックそのものをどう規制していくかということが課題になろうかと思うので、そのあたりの議論がどうだったか、教えていただければと思います。

**【事務局】** かなり幅広くいろいろご意見が出まして、法律を別にするか、既存の建築基準法でやるかについて、具体的な検討がなされたかという点、必ずしも十分ではなかったかと思いますが、ただ、ご議論の中では、やはりかなり幅広く、今の法律にとらわれずにやるべきであるという議論は出ましたので、今後、具体化に向けては、そういった先生のご指摘があることも踏まえて、検討すべき課題ではないかと思います。

**【委員】** 何もかも課題を、その基準法に乗っかることは、基準法にとっても幸福なことではないし、無理もありますから、そのあたり含めましてご議論いただければと思います。以上です。

**【分科会長】** 事務局からお答えをいただきましたが、私もこの検討会に参加しておりましたので、〇〇委員に対して、私なりの記憶からご回答いたしますと、課長のおっしゃったように、建築行政がどうあるかという、非常に大きな議論をいたしました。既存建築物に対する問題も取り上げられたんですけれども、大きな視点が生産者と消費者の関係というのが、かなり重大な議論となりまして、あまり深く既存建築物に対する、別の法体系にするか、建築基準法体系だけでやるかという、ちょっと踏み込んだ内容についての検討はなされなかったと記憶しております。

**【委員】** 要は、今のサプライヤーと、需要者側と話したりすると、多くの場合、取引というのは、新築に起きますので、維持改修は多少起きますけれども、そのあたりも含めて、私はそれをやらないと、それは別につくるべきだということも、あまり多くの結論をすることは無理だと思いますので、むしろ基準法はここまでやるし、それは別の課題だということもあり得るかと思います。そのような選択肢も含めてご検討いただければと思います。

**【分科会長】** ありがとうございます。

はい、では〇〇委員。

**【委員】** 2つ質問があります。最初に確認申請の状況は、法律改正のときと比べると、随分スムーズになってきたなど実感しています。資料に適判の時間が短くなってきている状況が書かれていますが、その大もとになっている時間は、正式な受付後なのかどうか。と申しますのも、自治体によっては確認の申請の事前協議を十分に行ってから、正式受付しているという実態もあるので、全体として早くなっているとは思いますが、法改正前に比べると、まだまだかなと感じています。全体の時間が本当は見えてきていないのではないかというのが、思ったことの一つ目です。

もう一つ、こういうことが議論されたかのご質問ですが、5ページ目に、指定確認検査機関が8割を今超えていますというお話が出ていまして、それも感覚的にそうなっているなど思うのですが、これに伴う問題点をどこまで把握されているか。公共の施設の場合、その自治体で確認の申請を出すことが多いのですが、民間で確認を出す件数が増えると、地方自治体で完了検査の経験が不足する若手の人たちが出てきています。先日、私が受けた完了検査に若手がたくさん来て研修会みたいな状態になっていました。ベテランの審査官が若手に質問して答えるみたいな感じになっていて。そのあたりは、国が完全に民間にかじ取りをするのか、やはりしっかり行政で守っていくのか。検査の目を完全に民にまかせるのかという話が出ているのかどうか、2点目です。

あと追加でもう1点。この度は、木造3階建てということが今大きく取り上げられていますが、平屋であっても大規模木造建築を実現しようとする、かなり法的に矛盾が生じていて、複雑な状況になっています。そこまで踏み込んで、今回検討していこうとお考えになっているのか、その点をお伺いしたいと思います。

**【事務局】** まず第1点目は、私どもは、6ページのものは一応事前協議も含めて報告してくださいということで求めているんですけども、仮に事前協議の前からもしあるということであれば、実態をもう1回少し把握させていただきたいと思います。

2番目の点につきましては、実はこの勉強会で具体的に話題になったかと言われますと、必ずしも十分な議論はされていないんですが、問題認識としては、先生がおっしゃるようなことは十分認識しておりまして、そういう意味で、この勉強会の中でも審査の能力確保をどうするかについては議論の課題になっていますので、ぜひ今後の制度の検討の中ではそういった点も含めて議論をしていただく必要があろうかと思えます。

3点目の木造の関係につきましては、一応、私どもは準耐火を前提にしているんですけ

れども、何か具体的な課題としてあるのであれば、少しご提案いただければ、その辺も含めてできるかどうかは、少し検討させていただきたいと思います。

【分科会長】 ありがとうございます。

私から1点確認したいんですけども、7ページに定期報告制度があつて、これは建築物ができてから、既存の建築物になって、定期検査をやって、多分これが不動産価値のほうに反映していくような制度になればいいと思っているんですが、昨今のいろいろな新聞ダネや何かで見ると、例えば福山の火災だとか、昇降機の問題でも事故の起こったものとかで、いわゆる事故や災害を起こしたもので、定期検査をやっていないもの、もしくは、やっていたものという意味で、定期検査が災害とか事故防止に役に立ったかどうかという評価はできないのでしょうか。これは多分、アスベストもしかりだと思んですけども。

【事務局】 そこは十分そういう問題点があろうかとは思いますが。この間の火災につきましては、最近定期報告等が実施されていなかったという点もごさいますが、一方で、エレベーターなどについては、原則1年に1回の定期検査を受けていたにもかかわらず、事故を起こしているケースもごさいまして、やはりこの定期検査制度等について、どういふ問題点があるかも、大きな検討課題ではないかと思ひます。

【分科会長】 ほかに何か。では、〇〇先生。

【委員】 この間、アスベストワーキングの座長をさせていただきまして、何とか公的なアスベストの建材の調査者制度のプログラムと制度を報告させていただいたところですけども、今後、先生が先ほど言われたように定期報告制度の中などで、調査者の制度をどんな形で活用していただけるのかというあたりの検討とかは、どうなっているのか、お教えいただければと思ひます。

【事務局】 その点については、アスベスト部会等でご議論を進めていただきまして、今後どのようにするかについては検討していただいています。

【分科会長】 ほかに何かよろしゅうございますか。

かなり広範な事項について、それぞれにご意見をいただきました。こういう状況だということをご理解いただいて、次の、いよいよ諮問に対するアクションということで、お諮りしたいと思ひます。

それでは、事務局より、1-1、1-2で諮問の内容についてご紹介いただきましたけれども、次の議題である「諮問事項に係る審議の進め方について」ということで、ご提案をいただきたいと思ひます。事務局から資料説明をお願いしたいと思ひます。

【事務局】 今回、諮問事項についてはかなり広範な議題でございまして、多分、短時間でできるものと、少し中長期的に議論いただく部分があるかと思えます。私どものご提案としては、まず次の3つの点について、少し議論を当分の間は進めていただいて、方向性をまとめていただければと思ひまして、そのために分科会の下に建築基準制度部会を設けていただいて、議論を進めていただいたらどうかというご提案でございます。

3つの点といいますのは、1つは基準の見直しということで、新技術の導入とか設計の自由度を向上するという意味で、明確で柔軟な規制体系へ移行するという基本的な考え方があろうかと思ひますが、こういったものを踏まえて、木造の建築関連基準等をどうするかというのが、1点でございます。もう一つは、いわゆる実効的かつ効率的な規制制度への見直しという方向性の中での、適合性判定制度等の建築確認制度のあり方をどうするかというのが、2点目でございます。それから、既存建築物対策として、建築物の耐震改修の促進に関する法律、いわゆる耐震改修促進法などの関連制度をどうするかという点について、当分の間はご議論いただいたらどうかというご提案でございます。

資料2-2で、基準制度部会の構成等の原案を提案させていただいておりますが、説明は以上です。

【分科会長】 ありがとうございます。ただいま、事務局からお話しいただいた諮問事項に対する審議の進め方ということで、資料2-1についてでございます。事務局の趣旨としては、少し短中期的な点をまず検討しようということで、3つの課題について主に調査・審議を行うというご提案でございます。これについて、何かご意見はございますでしょうか。

では、どうぞ。

【委員】 意見というよりは質問に近いんですけども、審議の進め方を中長期的なもの短期的なものに分けて進められること自体はよろしいかと思ひますが、2つ目の黒の、構造計算適合性判定制度等の確認検査制度のあり方というのは、確認制度を、全体を見据えながらそのあり方をもう一度見直してみるという意味なのか、つまりかなり根本的なところまで踏み込もうということなのか、それとも、この確認検査制度から今はみ出ている判定制度を対象に、そこだけ少し見直そうということなのか。どちらなのでしょう。

【事務局】 私どもとしては、ぜひ、かなり踏み込んだ議論も長期的にはやっていただきたいのですが、おそらく短期的にそれを全部やり遂げるのは難しいのではないかと思っておりまして、主に迅速化のためにいろいろ議論されています適合性判定制度、それに関

連して、例えば先ほどは変更の手続をどうするかとか、そういった基本的な現行の確認とか検査制度を前提にした議論を最初にしていただいたらどうかというのが趣旨でございます。それ以降また中長期的にどうしていくかということは議論していただいたらどうかと考えています。

【分科会長】 よろしゅうございますか。比較的短期的な課題にまずは絞りたいという。

はい、〇〇さん。

【委員】 3つの課題のうち1つ目ですが、結局のところ、これは木造建築関連に限るということのようです。最初の1行目の「自由度の向上が促進される明確かつ柔軟な規制体系への移行」ということを考えたときに、その意図は、コンクリートで造るような建物に対する基準は、相対的に見て柔軟な規制体系になっているから、今回はやらなくてはいいいと思うか、それとも、いろいろあるけれども、特にややこしそうな木造を、またいろいろな意味での外的な要請も強いものだから、先行してやるのでしょうか。やることは一緒なのはわかるのですが、基本スタンスとして、どちらの気分でやればいいのかということをも、コメントできるならよろしくをお願いします。

【事務局】 この基準の見直し自体は、私どもは、審議会にかける、かけないはともかくとして、常にやっていかなければいけないことだと思っていまして、特に今回はかなり大きな方向性を議論していただくという意味で、例えば性能規定を将来見据えて、その中で、木造のこの基準を位置づけるにはどういう考え方でやっていけばいいかというようなところを、議論していただければと思っています。それ以外にも、例えばこういう部分はどうするかという議論があれば、進めていただければよろしいかと思いますが、当面は私どもは、木造が今、少し問題としてかなり大きいのかなと認識しているものですから、少しその辺を中心に議論いただければありがたいなと思っています。

【分科会長】 ありがとうございます。

ほかに何か。では〇〇さん。

【委員】 具体的に現在の規定、基準をある程度想定して、その中でできることはやっていこうという、短期的なことも非常によくわかるのですが、この委員会のほんとうの目的はやはり長期的なあり方、例えば基本法の話だとか、階層化、あるいは性能規定化などの話を踏まえて、その中でどうするかというのがいいので、それもなしで具体的なものをばんばんやっていくと、後で整合性がとれなくなっているという話にはならないですか。

【事務局】 ですから、そういう長期的な見通しをある程度念頭に置いて、むしろ議論をしていただいて、その中でどのような位置づけを、今回やっていくかということは、やはりちゃんと議論をいただければありがたいと思っています。ただ、長期的なものを全て具体的にするのは、非常に多分かなりの時間がかかるのではないかと思いますので、そういった方向を見据えた上で、少し短期的な課題を、結論を出していただければと考えています。

【委員】 できたら長期的にどういう方向かというのが、ある程度わからないと、細かいところへ入って行って、後でつじつまが合わなくなって、また屋上屋を重ねるとするか、また複雑な体系になってしまうのではないかとこの心配を申し上げます。

【事務局】 ですので、ぜひ長期的な方向も、この中にご議論をいただければありがたいと思います。

【分科会長】 はい。

【委員】 建築生産の喫緊の課題である3点について重点的に議論していくことは賛成ですが、既にご指摘がありましたように、中長期的な課題についても、社会ではいろいろな指摘されています。ビッグピクチャー、大きな絵をテーマ別に描いて、当面はこういう検討をするけれども、将来的にはこういう方向に持っていく、おそらく資料2-1の「基本的方向を踏まえ」の前の部分は、その中長期的な方向性を示していらっしゃると思いますが、どういう議論をどういう場でやっていくかということ、ある程度示していただいた上で、この3つの課題に取り組んでいくことにしていただけたらと希望します。

日本建築学会の建築関連法制度に関する委員会や建築五会（士会連合会、日事連、JIA、BCS、日本建築学会）の建築社会システム検討会では、建築生産にかかわる関係者の責務を再度明確にすることと、建築をつくっていく上での公共性を再認識することが提案されています。単体規定を中心に議論していこうとされているかと思いますが、まちづくりなどへの関心も高まっていて、そこに専門家や市民がどうかかわっていくのかも、議論されていますので、そういう大きな視野を持った上で、この3つのテーマについて議論に入っていっていいのではないかと思います。学会などの議論も参考にいただければありがたいと思っています。

【分科会長】 ご意見はございますか。よろしいですか。

では、〇〇さん。

【委員】 たびたびすみません。この2-1の資料の最後の点の建築物の耐震改修の促

進でありますけれども、希望いたしますのは、もちろん何らかの規制的な手法を使わないことには、なかなか耐震改修が進まないことも事実だと思いますが、それは必要条件の1つでありますので、例えば用途によっては市場の取引に出てきますので、そのときにそもそも耐震診断等が市場の流通情報の中に入ってくるかどうかだけでも、それなりに外堀を埋めることになったりいたしますし、同様に、以前、耐震改修を進めるために補助金ではなくて控除で行う、そうしたら民間のお金だけで補助金がなくても進むぞという論の方もいらっしゃいましたが、そういった促進策も含めて、ある体系を議論いただいた上で、その中で規制がどういう役割を持つかのような組み立てでご議論いただけると、規制だけだとなかなか法律をつくってもうまくいかなかった経験もありますので、少し間口を広くした上で、耐震改修が促進される枠組みも考えていただければと希望いたします。

【分科会長】 ごもつともだと思います。審議すべき審議内容として3点を例示として挙げられておりますが、先ほど来、事務局からも私からも再確認いたしましたけれども、短中期的な話にするのだと。何人かの方からご意見のあった全体の枠組みの中でどうすればいいかという点でございますが、それについては資料にありますように、基準見直し検討会とか法体系検討会の資料がございますので、それをもとに、その検討項目を議論に加えても結構ですし、多分、希望的にこれが終わる段階において、中長期的には次は何をすべきだという一種の諮問というのか、それも多分提案する項目に入ると思いますので、今、何人かの方からご意見のあった、全体の枠組みの再見直しだとか再検討と、将来的な、これが終わる段階での次のステップでの中長期的には何をすべきだということも、この3点に加えた議論にして進めてはどうかと思います。

【委員】 よろしいですか。

【分科会長】 はい。

【委員】 そのときに、中長期、短期というのは1年ぐらいでやるのか。やはりその辺は少しマイルストーンをつくらないといけないと思います。そういう意味でいうと、ここにある木造、特に戸建て木造住宅になると、その生産供給の構造が一般建築とでかなり異なりますので、枠組みを大きく変えないといけないのではないかということがあって、長期的に言うと大きな問題があります。ですので、短期のここのテーマと、今委員長がおっしゃったような、次への中長期の指針というか諮問というものを含めて、例えば1年間ぐらいでやるのか、半年でやるのか、2年ぐらいでいいのか、その辺の目安を言っていただけると議論の幅が結構理解しやすくなると思います。

【分科会長】 事務局として、ロードマップは大体お考えなのでしょうか。

【事務局】 まず今回、当面の課題は大体この1年ぐらいをかけて議論をいただくのかなという認識でおります。

【分科会長】 はい。〇〇先生、よろしゅうございますか。大体1年ぐらいで、報告ができるようなタイムスケジュールを考えていると。

はい。

【委員】 昨年、海外の建築行政の担当者や建築関連法令の研究者をお招きして、国際シンポジウムをやらせていただきました。海外でも建築法制度はいろいろな問題を抱えていて、継続して検討されています。アメリカ、ニュージーランド、オーストラリア、カナダから来られたのですが、異口同音に、検討には時間がかかる、5年、10年かけて検討することですよとおっしゃいました。日本人は非常に真面目なので、中長期的な課題まで1年でやらなければいけないと思いがちかもしれませんが、1年で結論を出すのは危険だと思います。そういう中長期的な課題は別途、検討する場も設けたほうがいいのではないかと考えています。広く社会全体で議論していくテーマでしょうから、慌てずに、何らかの形で継続して議論していくようにすればいいのではないかと考えています。

【分科会長】 事務局、コメントはございますか。ご意見として承って、この分科会、今日、新規に発足のご承認をいただければ、その小委員会で冒頭でも若干議論して、次の建築分科会においてそれをどう処理するかという回答をしたいと思うんですが。

【事務局】 基本的にはそういう方向でよろしいかと思いますが、審議会は必ずしも1年で閉じるわけではありませんので、少しきちんと中長期的な課題も、できればこの場を通じて、1年でこの当面の課題が終われば、次の課題に向けてご議論いただければと思っております。

【委員】 1つお伺いしたいのですが、先ほど勉強会のところでも出ていたことですが、リフォームの問題です。この3つのポチに入るか、私はわからないのですが、心配なのは、リフォーム工事の担当はかなり無資格者がやって問題も多いと指摘があるんですが、私は経済学者なものですから、裏返しに言うと、実はリフォームは官の許しを得ないで、市場メカニズムというか民間のインセンティブでどんどん発展してきた分野なんです。結果として、これは中古住宅市場なんかの値段その他、アベイラビリティにもものすごく大きな影響を与えていると思うんです。

ですからリフォームの問題を、例えばもっと取り締まるというか資格審査するという感

じでお話をされるのか、それともそれぞれの功罪を考えながら何か今回のこの3つのテーマの中に入ってくるのか、お伺いしたいと思います。

【事務局】 リフォームの資格の問題は、この勉強会の中でもかなり出まして、ただすぐになかなか結論が出なかったというか、課題かと思っただけで、今回の当面の課題の中ですぐそれを全て議論し尽くすのは難しいのではないかという認識でいます。

【分科会長】 ありがとうございます。確かにリフォームについては、具体的な例も含めて、検討会でどうしたらいいのかという議論はいたしました。多分この参考配付資料の中に各検討会の報告がございますので、それにお見通しいただければ。

ほかによろしゅうございますか。

【委員】 今回の具体的な審議の進め方と、中長期的な考え方の関係なんですけれども、一応確認ですが、建築法体系勉強会の取りまとめの位置づけですが、資料2-1の書き方もそうですが、基本的にはその取りまとめの中で出されている一般論を踏まえて、個別の課題、木造建築とか適判等の確認検査制度のあり方とか、耐震改修と3つ切り出しておられるという整理ですよ。ですから、そういう一般論を踏まえた別の課題、あるいは落ちている課題が多分あって、そういうものが次にセットされると現時点では読めるんですけども、そういう理解でよろしいんですよ。

【井上建築指導課長】 当然、先生がおっしゃる部分があるかと思いますが、それからこの勉強会でご指摘されたことも、全て対応はできないかと思いますが、その部分も引き続きさらに具体化に向けた検討を、中長期的な課題の中で議論していただければと思います。

【委員】 一言だけいいですか。

【分科会長】 どうぞ。

【委員】 私は全体的な法律の発展過程ということでいうと、建築関係の法制度は結構トップランナー的なところがありまして、平成10年に規制緩和ではないけれども、指定確認検査機関に確認制度を開放して、民間を入れたわけです。規制緩和は規制強化をもたらすと言われていたんですけども、ほかのところはそうなんです、規制緩和すると大体1回何か問題が起きて、すぐ規制強化になって、今ツアーバスの問題などその段階にある。規制強化をどのぐらいきつくやるかが課題になって、姉歯事件のときの非常にシリアスな深刻な空気は今でもよく覚えているんですが、とにかく規制強化しなければならないという空気の中で法制度を変えていったんです。しかし、少し落ちついてくると、もう少

し中庸を得たというのでしょうか、穏当なところで安全性の問題も踏まえながら、どのように合理的に経済活動なども踏まえて制度を落としつけていったらいいのかというところで、多分、今回の試みはそれがやっと具体的になってくるという話なので、そういう意味では非常に期待しているので、ぜひ適切なところで制度が落ちるといいなと思っております。

以上です。コメントでございます。

**【分科会長】** 心強いコメントとして受けとめるように。

ほかによろしゅうございますか。

それでは、ただいま説明にありましたように、当建築分科会の中に建築基準制度部会を設置して、資料2-1、各委員からご意見をいただきましたけれども、それに即しまして具体的かつ専門的な審議を行っていただくことをご提案いたしたいと思っております。部会の設置につきましては、社会資本整備審議会令第7条第1項及び社会資本整備審議会運営規則第9条の規定により、当分科会の議決によることになっております。

それで部会の設置につきまして、この設置の可否について、皆様方にお諮りしたいと思います。いかがでございましょうか。設置することについてご賛同いただけますでしょうか。異議のある方、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

**【分科会長】** それでは、ご賛同いただけただけということで、当分科会に建築基準制度部会を設置することとさせていただきます。

なお部会に所属する委員は、社会資本整備審議会令第7条第3項の規定により、私が該当しますが、分科会長が指名することになっております。先ほど資料2-2として皆様方に配付されました名簿の案のとおり、建築基準制度部会の所属委員を指名させていただきたいと思っております。それでは、その他、報告につきまして事務局から何かございますか。

**【事務局】** 事務局から参考配付資料につきまして、時間もございませんのでご紹介のみさせていただきます。

クリップを外していただきますと、4つの資料を配付させていただいてございます。第1番目が、建築法体系勉強会の取りまとめ、先ほど資料1-3でご説明をさせていただきましたものの全文でございますので、後日ごらんいただければと思います。それから2番目が「東日本大震災に対応して講じた措置の概要」ということで、住宅局関係の建築、あるいは住宅分野におきます、今回の震災の被害を受けました建築基準の見直しでございま

すとか、あるいは応急仮設住宅や災害公営住宅の支援のために講じた措置などを取りまとめた資料でございます。3つ目が「都市の低炭素化の促進に関する法律の概要」ということで、つい先般、法律で成立いたしました環境関係の法律でございます。国が基本方針を定めまして、市町村の低炭素まちづくり計画の策定でございますとか、民間の低炭素建築物の認定といった措置につきまして、促進措置を定めたものでございます。最後の「建築基準法施行令等の改正案に関するパブリックコメントの概要」でございますが、これは個別の規制改革等で指摘を受けました2点の課題につきまして、政令改正を現在作業しております、パブリックコメントにかけましたので、その概要でございます。具体的には防災備蓄倉庫等の容積率緩和、それから構造規定関係の既存不適格建築物の増築制限の緩和の、2点につきましてのパブコメ案の概要でございます。

以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、これにて第29回の建築分科会を終了させていただきたいと思っております。本日は、長時間にわたり熱心なご審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

— 了 —